

予算・決算特別委員会

令和7年9月30日

1 議案審査

(1) 議案第42号 令和7年度千代田区一般会計補正予算第2号

(2) 議案第43号 令和6年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

2 分科会の設置について

予算・決算審査について（案）

1 審査日程

- (1) 審査は下記の日程案を目安として行う。
- (2) 審査時間はおおむね午前10時30分から午後5時までを目途とする。

[予算・決算特別委員会審査等日程]

月 日	午 前	午 後
9月30日(火)	予算・決算特別委員会 ・審査日程、順序、方法及び出席理事者等の確認 ・分科会の設置 ・令和7年度一般会計補正予算第2号の審査、採決 ・決算及び決算審査意見書の概要説明 ・資料要求	
10月 1日(水)	分科会（企画・文教・環まち） ・令和6年度決算調査	
10月 2日(木)	分科会（企画・文教・環まち） ・令和6年度決算調査	
10月 7日(火)	午前中 「分科会報告書」「会議録」委員長あて提出期限 午後4時 各会派から委員長へ総括質疑項目の提出期限	
10月 9日(木)	予算・決算特別委員会 ・令和6年度決算審査 総括質疑	
10月10日(金)	予算・決算特別委員会 ・令和6年度決算審査 総括質疑 （総括質疑終了後）意見表明、採決	

2 審査方法

決算の詳細な調査は分科会を設置して行い、決算参考書の項又は目ごとに区切り質疑を行う。

3 出席理事者及び傍聴について

- (1) 補正予算審査、決算の概要説明及び総括質疑の際は、区長、副区長、教育長、条例部長、技監、担当部長、部庶務担当課長及び担当課長が出席するものとし、その他の理事者は自席又は第4委員会室で待機する。
- (2) 傍聴者が第1・第2委員会室に入りきらない場合は、第3委員会室で傍聴するものとする。
- (3) 分科会の決算調査の際の出席理事者は、各分科会で決定する。

分科会の設置について（案）

（目的）

- 1 令和6年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について、多岐にわたる分野の調査をする必要があることから、効率的な決算調査を行うため分科会を設置する。

（設置数及び設置期間）

- 2 予算・決算特別委員会に3つの分科会をおく。
分科会の設置期間は、調査の終了する日までとする。

（名称及び調査事項）

- 3 分科会の名称及び調査事項は次のとおりとする。

（1）企画総務分科会

「議案第43号 令和6年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について」中の企画総務委員会所管分

（2）文教福祉分科会

「議案第43号 令和6年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について」中の文教福祉委員会所管分（国民健康保険事業会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計を含む）

（3）環境まちづくり分科会

「議案第43号 令和6年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について」中の環境まちづくり委員会所管分

（出席理事者）

- 4 各分科会で決定した理事者とする。

（分科会の定数及び組織並びに分科会会長）

- 5 分科会の構成は次のとおりとし、分科会長は予算・決算特別委員会副委員長とする。なお、予算・決算特別委員長は分科会に所属しないものとする。

（1）企画総務分科会（7名）

分科会長 岩佐りょう子

分科員 はやお恭一、のざわ哲夫、米田かずや、永田壮一、
田中えりか、秋谷こうき

（2）文教福祉分科会（8名）

分科会長 池田とものり

分科員 えごし雄一、西岡めぐみ、小枝すみ子、牛尾こうじろう、
白川司、ふかみ貴子、おのでら亮

（3）環境まちづくり分科会（7名）

分科会長 桜井ただし

分科員 入山たけひこ、大坂隆洋、春山あすか、岩田かずひと、
小林たかや、富山あゆみ

（報告）

- 6 分科会からの報告は、別紙報告書様式により令和7年10月7日（火）午前中までに予算・決算特別委員長に対して行う。

（報告書及び会議録の配付）

- 7 分科会からの報告書の写し及び分科会の会議録は、予算・決算特別委員長が確認後、各委員に対し配付（サイドブックスに掲載）する。

令和 年 月 日

予算・決算特別委員長あて

予算・決算特別委員会
〇〇〇〇分科会長名

〇〇〇〇分科会決算調査報告書

〇〇〇〇分科会の調査事項について、下記のとおり報告します。
なお、参考として分科会の記録及び分科会に提出された資料を添付します。

記

1 分科会で論議された項目

2 総括質疑において論議することとした項目

※ 分科会に提出された資料は全て添付すること。

令和7年度一般会計補正予算案 第2号の概要

政策経営部 財政課

I 一般会計歳入歳出予算の補正

一般会計補正予算額	14,179 千円
-----------	-----------

一般会計補正後予算額	75,443,231 千円
------------	---------------

【歳出】

1 乳児等通園支援事業	<u>12,079 千円</u>
-------------	------------------

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が令和8年度から全国で本格実施されることを見据え、試行的に実施するための経費について、追加の予算計上を行う。

2 デジタル化の推進	<u>2,100 千円</u>
------------	-----------------

（1）デジタルチャレンジ支援	2,100 千円
----------------	----------

高齢者のデジタルデバйд解消を目的として、スマートフォンの購入費用に対する補助を行うための経費について、追加の予算計上を行う。

【歳入】

1 国庫支出金	<u>2,653 千円</u>
---------	-----------------

（1）子ども・子育て支援交付金	2,653 千円
-----------------	----------

2 都支出金	<u>11,526 千円</u>
--------	------------------

（1）多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金	9,426 千円
---------------------------	----------

（2）高齢社会対策区市町村包括補助事業費	2,100 千円
----------------------	----------

千代田区こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の試行的事業について

1. 趣旨

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度である。

令和8年度から本制度が全国的に本格実施することを踏まえ、令和8年1月から試行的に事業を実施する。

2. 制度内容について

実施期間	令和 8 年 1 月～3月
利用対象児童	0歳6か月～3歳未満で保育所等に通っていない児童
利用可能時間	児童1人当たり月 10 時間以内
実施場所	公募により、4施設程度を予定
実施方法	①一般型:定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う ②余裕活用型:保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う ③原則、定期利用とする
利用方法 (申請・予約等)	①区ポータルサイトにて、保護者が制度利用の申請 ②国の総合支援システムにて、利用者は、各施設との事前面談の予約、利用の予約を行う
利用料	無料

3. 経費概算

事業費 12,079 千円(※国および都からの全額補助)

《主な内訳》

児童の預かり対応加算(97人分)	3,237,000 円
利用者負担軽減補助(利用料@275×97人×10時間×3月、給食費@980×97人×3月)	1,085,430 円
施設改修など開設準備金(@1,000,000×3園)	3,000,000 円
備品購入費	1,000,000 円
人件費相当経費補助(@316,800×3園×3月)	2,851,200 円

※当制度実施に係る財源は、子ども・子育て支援交付金(国補助金)及び多様な他者とのかかわりの機会の創出事業費補助金(都補助金)を活用する。

4. 実施スケジュールについて

令和7年	10月下旬～	令和7年度向け公募開始
	11月～	令和7年度向け事業者決定、認可手続き
	12月～	令和7年度向け利用申請受付
令和8年	1月～	<u>令和7年度試行的事業開始</u>
	2月～	
	3月～	
	4月～	<u>令和8年度制度開始予定</u>

高齢者スマートフォン購入費等助成事業について

1 概要

東京都が令和7年4月に開始した「高齢者のデジタルデバイド解消に向けたスマートフォン活用支援事業」を活用してスマートフォンを購入する高齢者に対して、購入費の助成を行う。

2 目的

高齢者のスマートフォン所持への費用的・心理的ハードルを下げ、スマートフォン所持率を向上させることで、より多くの高齢者がスマートフォンを通じて区政とつながれるよう支援すること。

3 助成対象者

令和8年3月31日時点で満65歳以上、かつ、購入日時点で千代田区内に住民登録がある方

4 助成上限額、助成対象経費、助成条件

(1) 助成上限額

1人あたり30,000円（助成率10/10）、1台まで、1回限り

(2) 助成対象経費

- ・ 通信契約を行ったスマートフォン本体購入費
- ・ 充電器購入費（スマートフォン本体に同梱されていない場合）
- ・ 契約事務手数料、アカウント設定費、データ移行料、店頭サポート費

(3) 助成条件

- ・ 申請期間内に区内指定店舗において、自ら使用する目的で初めて（※）スマートフォンを購入し、通信契約を行うこと
※ ガラケー、NFC認証機能のないOSのスマホからの機種変更契約も対象
- ・ 購入店が実施するスマホ教室等で基本操作等の講座を受講すること
- ・ 購入するスマートフォンに「東京都公式アプリ」の登録及び「東京都LINE公式アカウント」の友だち追加を行うこと
- ・ 購入するスマートフォンで「千代田区ポータルサイト」にアカウントを登録し、千代田区ポータルサイトから助成金の申請すること

5 申請期間

令和7年11月以降～令和8年3月31日（火）

6 申請までの流れ

- ① 指定店舗にてスマートフォンを購入
- ② 指定店舗にてスマートフォンの操作等を教える講座（又はそれに準ずる個別相談）を受講
- ③ 指定店舗にて千代田区ポータルサイトを使って助成金の電子申請を実施

7 事業費等

2,100 千円

（内訳）

- ・ 助成金 1,800 千円
- ・ 事務費 300 千円

（東京都の補助基準額）

1 区市町村あたり 1,000 万円（補助率 10/10）